



CSRDをめぐる最近の動向

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所 藪中

2025年6月25日

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

1-1 | 企業持続可能性報告指令（CSRD）

- 2021年4月21日、欧州委員会は、欧州グリーン・ディールにおける持続可能な資金調達に関する政策パッケージの一環として、「CSRD（Corporate Sustainability Reporting Directive）」案を発表。
- 企業の年次報告書での財務情報に関する従来の規制に加え、**環境や社会的課題、ガバナンスなどの非財務情報の開示に関する2014年の指令「NFRD（Non-Financial Reporting Directive）」を改正するもの。**
- 2022年6月21日、EU理事会、欧州議会、暫定的な政治合意。2023年1月5日施行。
- 加盟国は発効から18か月以内に国内法制化（義務）も、期日の2024年7月6日時点で17か国が未対応。
- 2025年2月26日、欧州委員会は、**適用対象を大幅に削減するオムニバス法案**を発表。第2、3波の適用開始の延期は4月15日付、採択。

主な目的・経緯

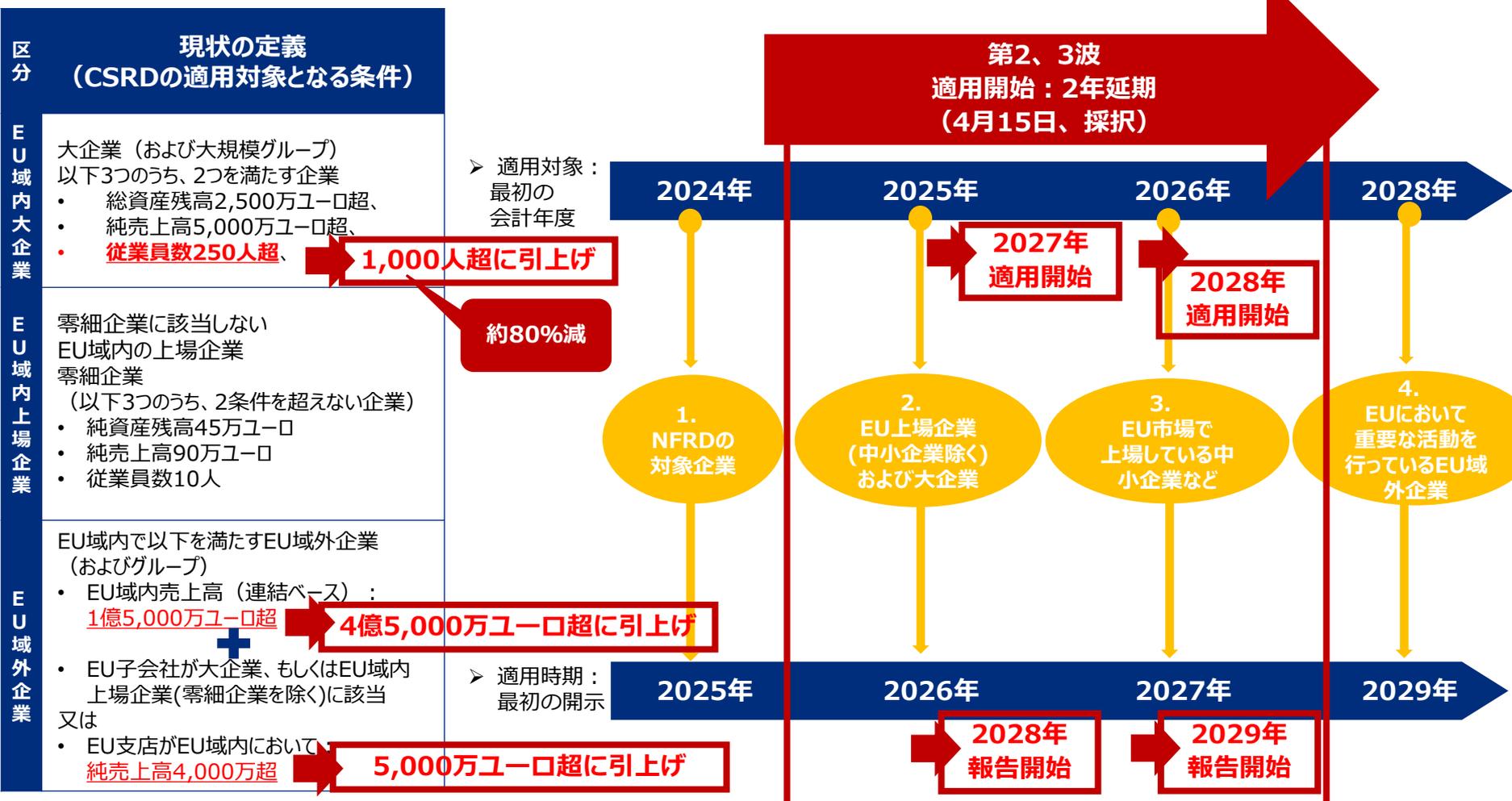
- 従前の非財務情報開示指令（NFRD）；
 - 気候変動などの持続可能性に関する課題がいかに関業に影響を与えるか、また
 - 企業活動がいかに関社会や環境に影響を与えるかについて、企業に報告を求める原則を維持しつつ、
- 企業持続可能性報告指令（CSRD）；
 - **比較可能性の向上**；
 - 報告基準の策定：**欧州持続可能性報告基準**
（ESRS：European Sustainability Reporting Standards）
 - **第三者保証**：報告は認定を受けた独立監査機関、認証機関による監査を受ける必要がある
 - **開示範囲の拡大**；
 - NFRD適用対象企業（約1万1,600社）から、**約5万社まで対象企業を拡大**
 - **オムニバス法案**（2025年2月26日提案）
 - 適用対象となるEU企業の基準をCSDDDDに合わせ、**従業員数を1,000人超に引上げ**



適用対象企業、8割以下になる見込み

1-2 | CSRD簡素化案：適用免除と適用時期の延期

- 欧州委員会は、2025年2月26日、競争力強化策の一環として、報告義務の負担軽減策「オムニバス法案」を提案。特に中小企業の負担を軽減すべく、適用対象を大幅に削減。CSDDDに合わせ従業員数を1,000人超に引上げ。



(出所) ジェトロ調査レポート『CSRD適用対象日系企業のためのESRS適用実務ガイドンス』

1-3 | CSRD基準設計 欧州持続可能性報告基準 (ESRS)

- 欧州委員会は、2023年7月、CSRDに基づく持続可能性報告書を作成するための報告基準である、欧州持続可能性報告書 (ESRS : European Sustainability Reporting Standards) の委任規則案を発表。当該第1弾 (セクターにかかわらず適用されるESRS) は2023年12月から施行。
- 2025年2月26日、報告義務の重複を解消する「オムニバス法案」を発表。**ESRS第一弾の簡素化**と、2026年6月に発表予定 (当初の2024年6月から一度延期済) であった**第2弾セクター特有の基準を削除**することを提案。
- また、中小企業向けの自主的な報告基準を策定した上で、**対象企業が対象外企業に要求できる情報を同基準に沿ったものに限定**する。

■ ESRSの全体像 (4つの報告領域 × 3つのトピックス × 3層の開示要求)

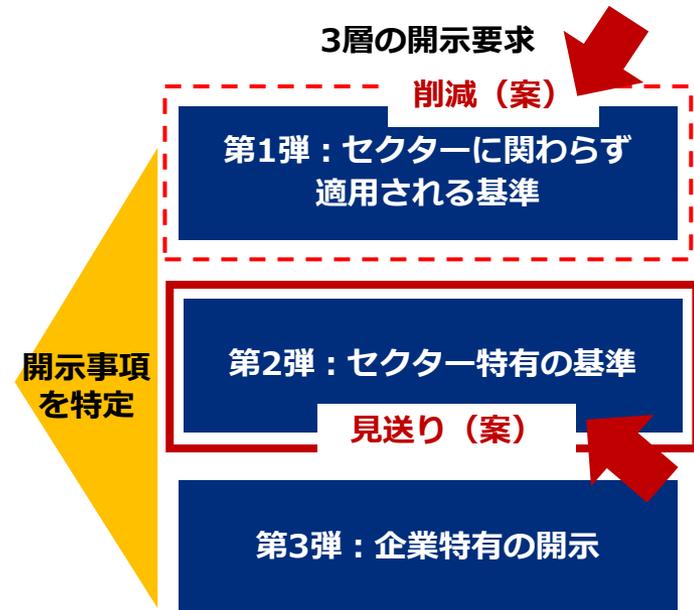
4つの報告領域



3つのトピックス



3層の開示要求



開示事項
を特定

1-4 | ESRS セクターに関わらず適用される基準

- 公表済のESRSで、82個の開示要件と1,000個以上のデータポイント→オムニバス法案で簡素化案



（出所） ジェトロ調査レポート『CSRD適用対象日系企業のためのESRS適用実務ガイドンス』

1-5 | ESRS ダブル・マテリアリティ (継続)

- ESRSは、「重要な (Material) 」サステナビリティ項目の開示を要求。重要性の判断は、インパクト・マテリアリティまたは財務マテリアリティという2つの観点から行う。

Q. 82個の開示要件と1,000個以上のデータポイントをすべて出すのか？

A. 重要な (Material) もののみ開示必須



ESRSは重要性評価に関する2つの物差しを提供

ダブル・マテリアリティで評価

インパクト・マテリアリティ

【定義】

インパクトとは企業が環境や人々（人権への影響を含む）に及ぼす影響、または及ぼす可能性のある影響を言う。

【考え方】

インパクト・マテリアリティは、サステナビリティ項目が、短期、中期または長期にわたって、企業が環境や人々に対して及ぼしている、実際のまたは潜在的なポジティブまたはネガティブなインパクトが大きければ重要であるという考え方である。

企業が環境・人類



財務マテリアリティ

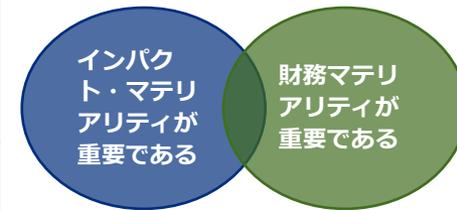
財務的影響とは企業の財政状態、経営成績に影響を及ぼすリスクと機会から生じる影響を言う。

財務マテリアリティは、サステナビリティ項目が、短期、中期または長期にわたって、企業の発展、財政状態および、経営成績、キャッシュ・フロー、資金調達、資本コスト等への財務的影響が大きければ重要であるという考え方である。

環境・人類が企業



開示が必須

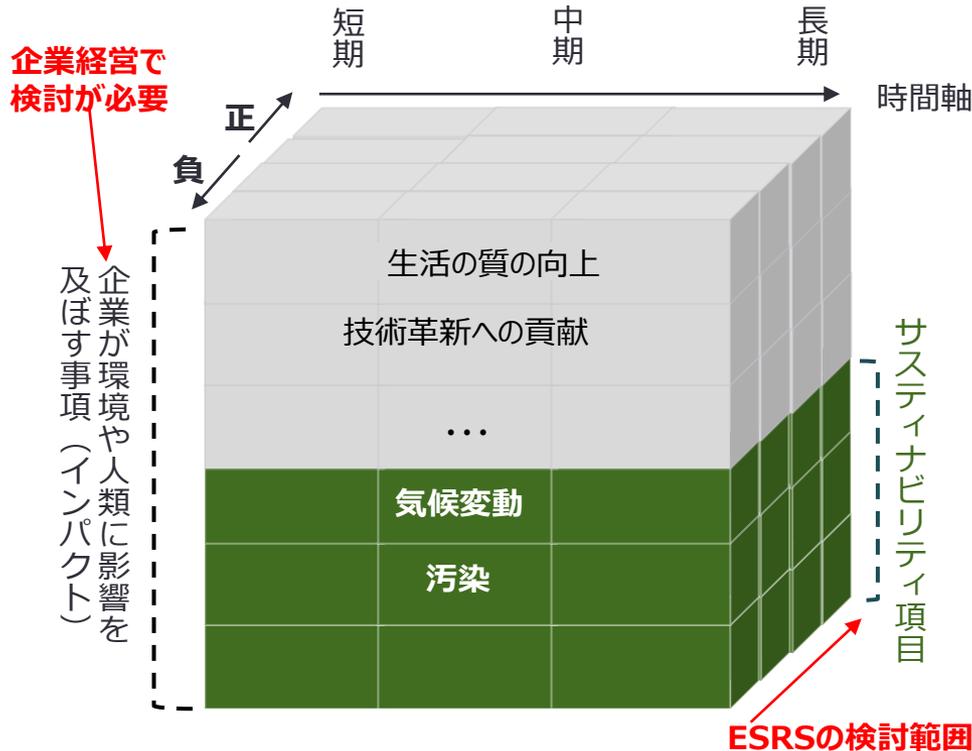


“かつ”ではなく“または”

1-6 | (参考) ESRS インパクト・マテリアリティ

- 企業は、事業活動を行う上で、様々なステークホルダーに与えるインパクトを考えながら経営。これらのうち、「サステナビリティ項目に関連するもの」がESRSで規定されるインパクト・マテリアリティの評価対象となる。自社の活動だけでなく、上流よび下流のバリューチェーンに渡って、インパクトの検討が必要となる。

■ インパクトの識別：ESRSで検討対象となるイメージ



インパクトの評点付

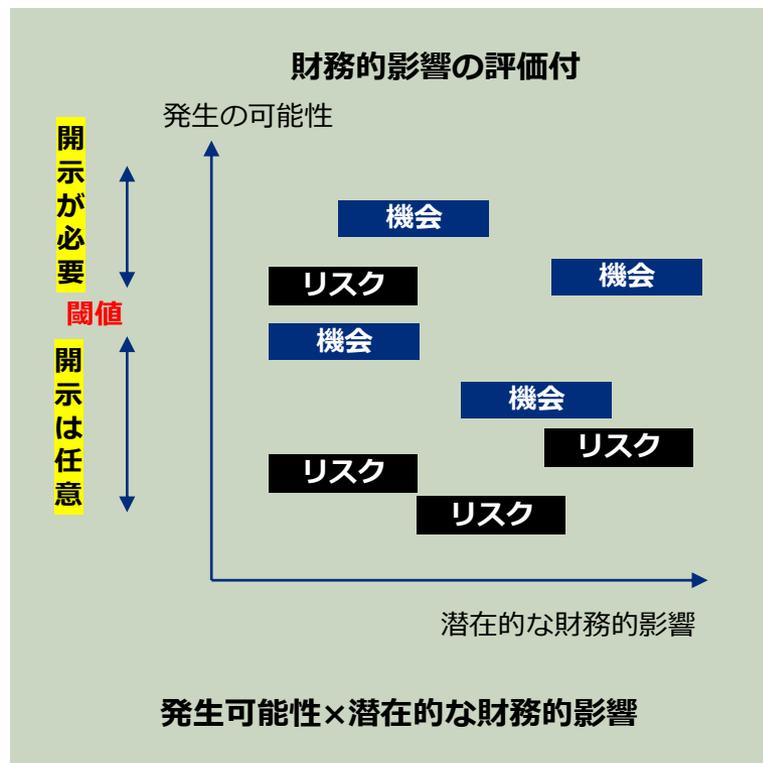
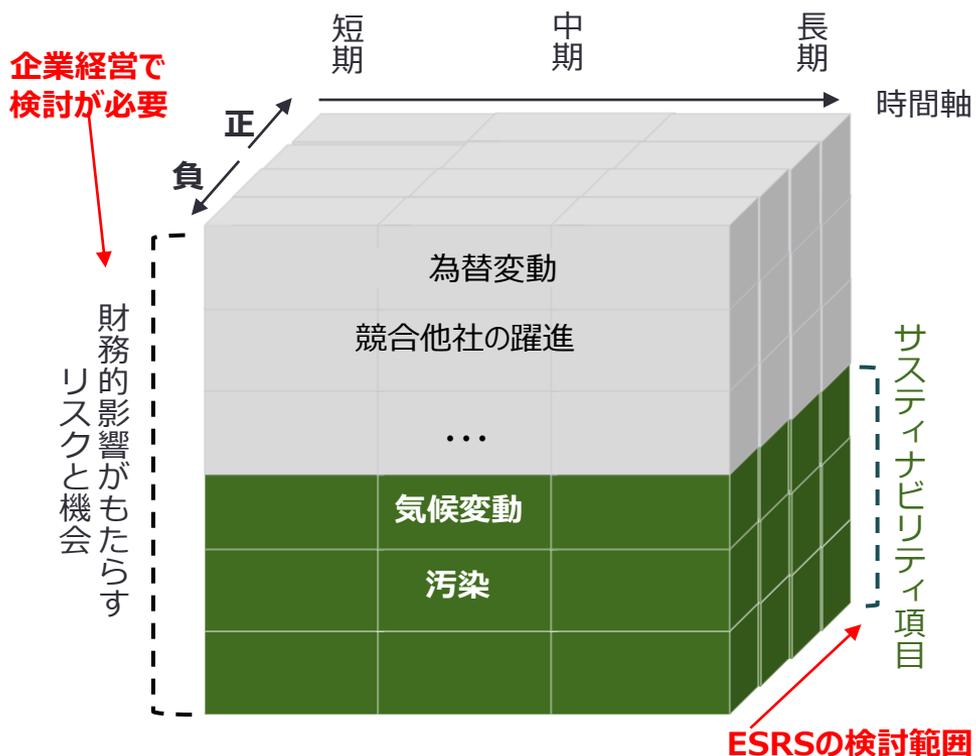
	負のインパクト	正のインパクト
開示が必要 閾値 (※)	規模	規模
	範囲	範囲
開示は任意	修復可能性	
	発生可能性	発生可能性

(※) 企業として重要である閾値を定め、評点付けの結果に基づき、閾値を上回るインパクトに関連するサステナビリティ項目・開示要件 (DR) ・データポイントが重要となり、開示が必須となる。

1-7 | (参考) ESRS 財務マテリアリティ

- 財務マテリアリティで考慮する財務的影響は、リスクよび機会から生じるものである。このうち、「サステナビリティ項目に関連するもの」がESRSで規定される財務マテリアリティの評価対象となり、バリューチェーン全体での検討が必要となる。

■ 財務的影響の元となるリスクと機会の識別：ESRSで検討対象となるリスクと機会



2 | 企業持続可能性デューデリジェンス指令 (CSDDD)

- 欧州委員会は、2022年2月23日、特定の企業に対し、企業活動における人権や環境への悪影響を予防・是正する義務を課す「企業持続可能性デューデリジェンス指令 (CSDDD) 案」を発表。
- EU理事会と欧州議会は2023年12月に政治合意をしたものの、産業界の反発を受け、EU理事会は政治合意を事実上撤回。対象企業の基準を大幅に引き下げる妥協案で合意。欧州議会は、政治合意後の一方的な修正に反発し、法案の成立が危ぶまれる異例の事態も、2024年4月24日、妥協案受入、7月、施行。
- **2025年2月26日、オムニバス法案により国内法化の期限および第一段階の適用開始の1年延期を提案** (国内法化：2027年7月26日へ、適用開始：2028年7月26日)。4月15日、期限の延期を採択。

	欧州委員会提案	妥協案→施行
EU域内で 設立された企業	a. 全世界での年間純売上高が 1億5,000万ユーロ超 、かつ年間平均従業員数が 500人超 の企業 b. 全世界での年間純売上高が4,000万ユーロ超、かつ人権・環境の観点からハイリスクと指定された繊維、農林水産などの分野の売上高が年間純売上高の50%以上を占め、さらに年間平均従業員数が250人超の企業	▶ 全世界での年間純売上高が 4億5,000万ユーロ超 、かつ平均従業員数が 1,000人超 の企業 ▶ <u>人権・環境の観点からハイリスクと指定された特定分野の企業</u> に関し、基準を引き下げる規定は削除
EU域外で 設立された企業	・ 従業員数の要件はなく、域内での売上高が (a) または (b) の年間純売上高の基準を満たす企業	▶ 年間純売上高が 4億5,000万ユーロ超

負のインパクト

DDの内容

- (1) 企業方針へのDD方針の取り組み
- (2) 実際の、あるいは潜在的な人権・環境への悪影響の特定
- (3) 潜在的な悪影響に関しては、予防行動計画を策定・実施
- (4) 実際に悪影響が発生した場合、被害者への金銭的補償の提供を含めた是正措置計画を策定・実施し、(2)、(3)とも取引先に対し、各計画への順守に関する契約上の保証を求めるとともに、順守状況を監督し、順守されない場合は、取引先との契約関係の停止などの措置を講じる
- (5) 被害者や市民団体などに開かれた苦情申し立て制度の設置
- (6) **自社、子会社、取引先の活動と上記の対応策を少なくとも12カ月ごとに実施**
- (7) DDの内容の公表

人権を尊重する企業の責任

- CSRD：開示規則
- CSDDD：実行義務

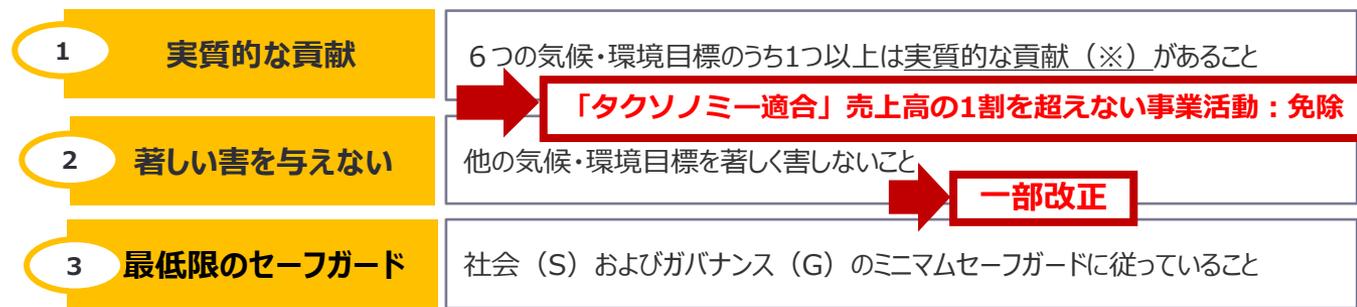
- ▶ 中小企業などに求める情報：CSRDに基づく**自主的報告基準に沿ったものに限定**
- ▶ **EUレベルの民事責任無**。加盟国に委ねる。

Direct suppliers、5年ごと

今後
審議

3 | EUタクソノミー適合性に関する分類基準

- 欧州委員会は、2018年5月24日、投資家の投資判断材料となる、環境・気候面で持続可能な経済活動か否かを判断するための基準統一を目指し、持続可能な投資対象のタクソノミー（taxonomy、持続可能な経済活動の類型）の基準を定めた規則案を提案。2020年7月12日施行。
- 2022年1月1日より、「世界初のグリーン・リスト」として、2つの気候変動関連目標に関する委任規則の適用開始。2024年1月1日より、4つの環境関連目標に関する委任規則の適用開始。
- 2025年2月26日、オムニバス法案により、**CSRD適用対象企業の変更に伴い、CSDDD対象企業範囲に変更、および開示内容の大幅削減（要求データ項目、約7割削減）を提案。**



※欧州グリーン・ディールの目標と整合するように設定されている。

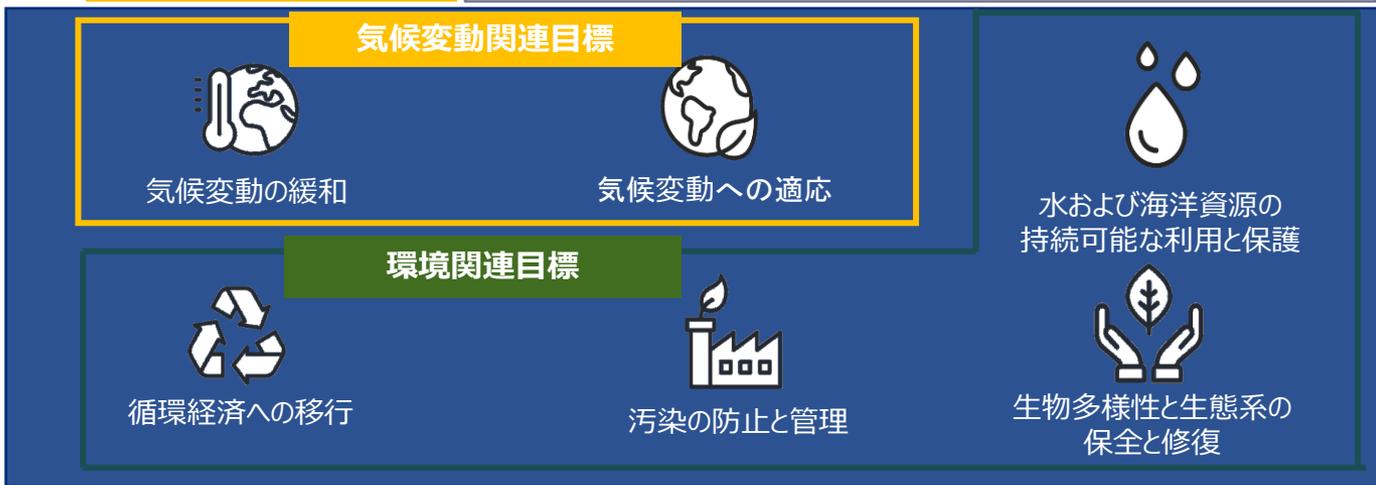
➔経済活動が他の気候・環境目標の達成を妨げないこと、他の気候・環境目標に重大な負のインパクトを与えないことを適合性の条件としている。

■ 気候・環境面で持続可能な経済活動が特定されれば、当該経済活動の環境パフォーマンスを開示
環境パフォーマンスを財務数値へ；EUタクソノミーに適合している

- ①売上高、
- ②資本的支出（CapEX）、
- ③収益的支出（OpEx）の割合の開示

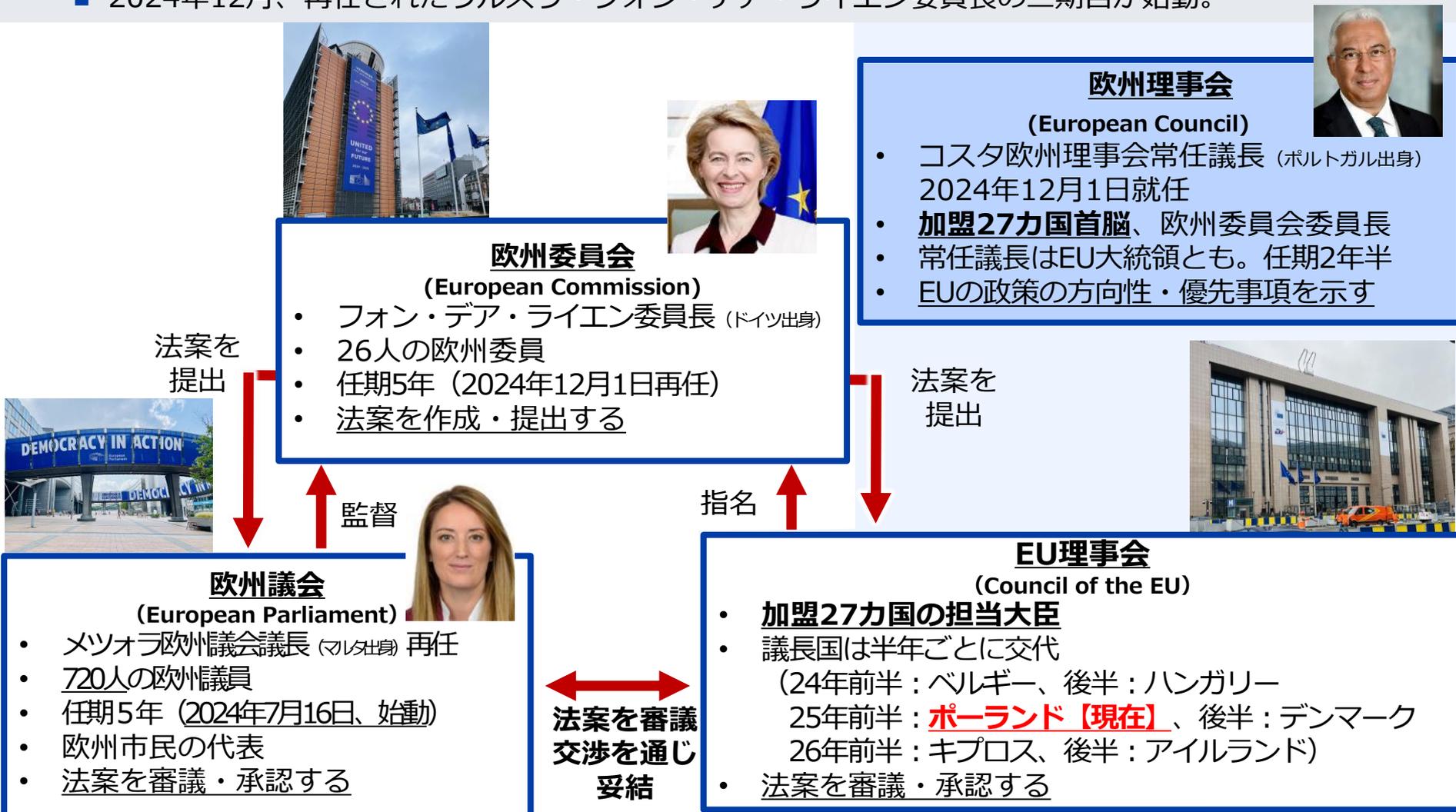
■ EUタクソノミーの適用対象：NFRDがCSRDに置き換えられたことにより、CSRD適用対象企業にその範囲が拡大

CSDDD対象企業範囲に
 （85%削減）



4 | EUの政策決定構造（参考）

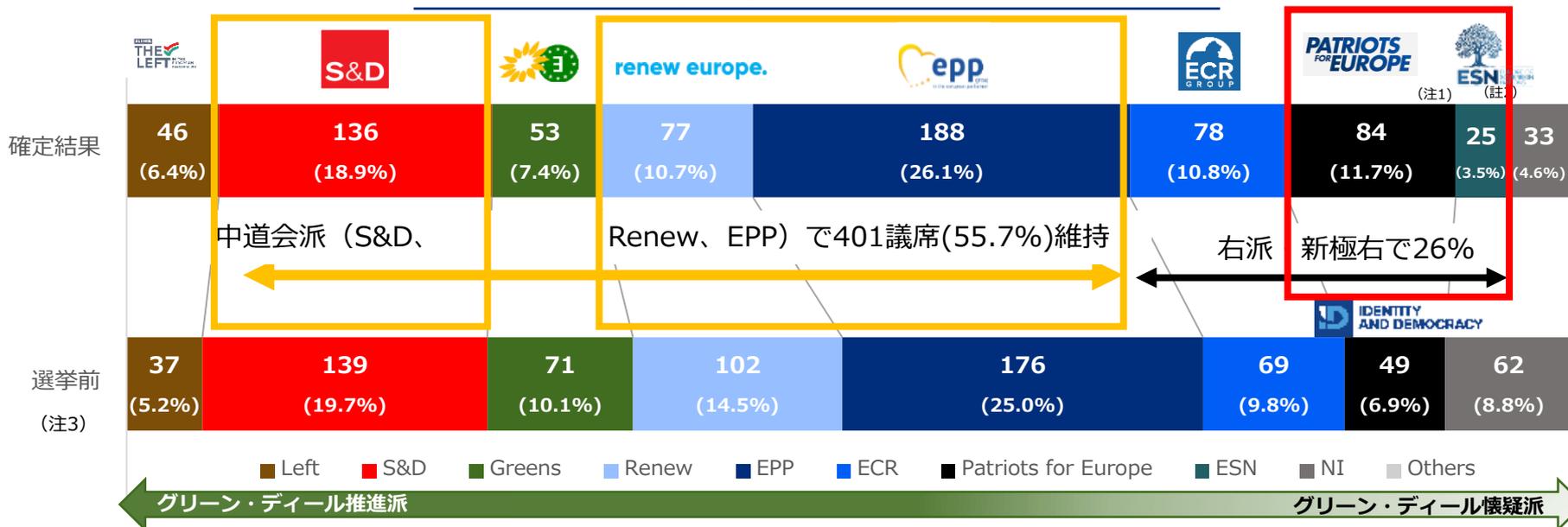
- 2024年6月、5年に1度の欧州議会選挙が実施され、右派が躍進するも中道会派が過半を維持。
- 2024年12月、再任されたウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長の二期目が始動。



5 | 欧州議会選挙：右派躍進も、中道会派が過半数維持

- EUによる統合懐疑派で右派の欧州保守改革（ECR）、極右IDに代わる新会派「欧州の愛国者（Pfe）」、「主権国家の欧州（ESN）」で26%獲得も、**最大会派の中道右派欧州人民党（EPP）は、事前予測より支持を伸ばし第1会派を維持。**
- EPPは中道左派の社会・民主主義進歩連盟（S&D）と中道・リベラルの欧州革新（Renew）とで、**過半数を維持。**2024年11月、連立合意。
- 2024年11月、森林破壊防止デューデリジェンス規則改正案の修正で、EPPは連立会派が反対する中、右派・極右の協力を得て、規制緩和の方針を採択するなど、動きが注視される。

欧州議会選挙結果（2024年7月15日）



(注1) Pfeは、ハンガリー・フィデス党首（オルバーン首相）がIDを中心に、他無所属を吸収し組成

(注2) ESNは、ドイツの極右政党AfDが中心となり、新規無所属議員他とともに組成

(注3) 2024年欧州議会選挙では、総議席数は改選前の705議席から720議席に増加

(出所) 欧州議会：2024 European election results

(参考) ジェトロ地域・分析「動き始める次期EU政治体制、新たな極右政党の動きも注視」